

「学校環境衛生基準」の一部改正についてお知らせするとともに、学校環境衛生活動の実施にあたって留意いただきたい内容を周知するものです。

7 文科教第 1 7 4 6 号
令和 8 年 2 月 2 7 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長
各 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 1 2 条 第 1 項
の 認 定 を 受 け た 地 方 公 共 団 体 の 長
各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 法 人 の 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 代 表 取 締 役
大 学 又 は 高 等 専 門 学 校 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 理 事 長
放 送 大 学 学 園 理 事 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長
厚 生 労 働 省 医 政 局 長

殿

文部科学省総合教育政策局長
塩 見 み づ 枝

学校環境衛生基準の一部改正について（通知）

このたび、別添のとおり、「学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、学校環境衛生基準（平成 21 年文部科学省告示第 60 号）の一部を改正する件（令和 8 年文部科学省告示第 35 号）」が公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されます。

改正の概要及び留意事項等については下記のとおりですので、その趣旨を十分御理解の上、本基準に基づき環境衛生検査を実施し、適切な学校環境衛生活動を行っていただくようお願いします。

関係各位におかれては所管又は所轄の学校（専修学校及び幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。）に対して周知するとともに、都道府県教育委員会におかれては指定都市を除く域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事におかれては学校法人等に対して周知されるようお願いします。その際、学校における働き方改革の観点から、例えば、教育委員会主催の会議・研修等の場で周知する、他の案件とまとめて周知するなど、効果的・効率的な方法を御検討いただくようお願いします。

記

1. 改正の概要

(1) 揮発性有機化合物（エチルベンゼン）の基準

揮発性有機化合物のうち、エチルベンゼンの基準値を $3800 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88ppm) から $370 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.085ppm) に改正を行ったこと。

(2) 揮発性有機化合物の方法

第1の2の表における(8)揮発性有機化合物の方法の表記を改めるとともに、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン及びスチレンの方法について、「容器採取法」を削除したこと。

2. 改正の経緯

「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」（令和7年1月17日厚生労働省医薬局長通知）において、エチルベンゼンの室内濃度指針値が $3800 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88ppm) から $370 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.085ppm) に改定されたことを踏まえ、学校環境衛生基準におけるエチルベンゼンの基準の改正を行った。

また、「室内空气中化学物質の測定マニュアル（統合版）について」（令和7年1月17日厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知）において、室内空气中化学物質の測定マニュアル（統合版）においては、揮発性有機化合物（VOC）の測定方法のうち、「容器採取ーガスクロマトグラフ／質量分析法」について、本測定方法は一般的に大気中VOCの採取に使用される方法であり、室内空気の採取方法としては適当ではないことから削除されたことを踏まえ、学校環境衛生基準におけるトルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン及びスチレンの方法について、「容器採取法」を削除した。

3. 施行期日

令和8年4月1日

4. 改正に係る留意事項

エチルベンゼンは接着剤や塗料の溶剤及び希釈材として用いられる揮発性有機化合物の一つであり、不快な刺激や臭気を感じ、状況によってシックハウス症候群の発生要因になるとされている。学校においては、机、いす、棚などの備品、学習に関わる塗料、油性ペン、接着剤、ホワイトボードマーカー、床ワックスなどから放散される可能性がある。

このたび、エチルベンゼンの基準値が見直されたことから、令和8年4月1日以降に実施する定期検査では新たな基準を満たしているか確認すること。

また、学校施設の新築・改築・改修等及び机、いす、コンピュータ等の新たな学校用備品の搬入等を行った場合は、「学校環境衛生管理マニュアル[平成30年度改訂版]」を参考に適切に検査を行うこと。

なお、基準値を超えた場合は、学校薬剤師等の協力のもと、換気の励行等とともに、その発生の原因を究明し、汚染物質の発生を抑制する等適切な措置を講ずること。

5. 学校環境衛生活動に係る留意事項

(1) 学校の責務について

学校においては、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号。以下「法」という。）第 5 条の規定に基づき、環境衛生検査に関する事項についても学校保健計画を策定し、実施すること。その際、学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）の規定を踏まえ、学校薬剤師に相談すること。

また、各学校においては、法の趣旨や本基準の意義を踏まえ、学校の環境衛生の適切な維持、管理に努めるとともに、一層の充実を図ることが必要である。その上で校長は、法第 6 条第 3 項の規定に基づき、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認められた場合には、遅滞なく措置を講じ、当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出ること。

(2) 学校の設置者の責務について

学校の設置者においては、学校環境衛生活動が適切に実施されるよう、法第 4 条の規定に基づき、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努められたいこと。

なお、「施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実」については、例えば、検査器具など物的条件の整備、学校環境衛生検査委託費の財政措置等が考えられること。

また、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があり、改善措置が必要な場合において、校長より法第 6 条第 3 項の申出を受けた場合は、法第 6 条第 2 項を踏まえて適切な対応をとるよう努められたいこと。

(参考) 文部科学省ホームページ 学校環境衛生

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353625.htm



【本件連絡先】

文部科学省総合教育政策局

健康教育・食育課保健管理係

TEL : 03-5253-4111(内線 2976)